

発明創意くふう展 実施要項

1. 趣旨

発明創意くふう展は、次代を担う青少年に創作する喜びと発明くふうの楽しさを体得させ、その優れた発明くふう作品を顕彰することにより、創造性豊かな人格形成をめざすことを目的としています。

2. 応募作品について

- (1) 出品物… 出品物は現品、見本及び模型（構造、機能が現品と同様なもの）又はパネル等で、次のとおりの物とする。
- (2) 作品の内容：児童生徒自身の創意と製作による、新規で独創性に富む発明くふう作品。ひとり1作品に限る。2点以上は出品できない。共同作品も同様。
- (3) 規格等… 大きさは、縦・横・高さ各60cm以内とし、重さは20kg以内のものとする。
- (4) 説明書は、B2判（縦72.8cm×横51.5cm）以内で1作品1枚とする。
- (5) 電源（100V）を必要とする場合はその旨申し出ること。
- (6) 特許等の出願を予定している場合は、必ず応募前に特許庁への出願を終えること。

3. 注意事項及び禁止事項（以下の項目に該当する作品は対象外となる）

- (1) 規定寸法、重量を超えた作品
- (2) 新規な発明くふう作品と認められない作品（単なる工作品や模型、図面だけのもの、他人の作品をまねたもの、過去に本展に応募したことのある作品等）
- (3) 展示等に耐えられない壊れやすい構造や材料でできたもの、危険物でできたもの、動作が不完全なもの、著作権の存続している著作物（音楽、イラスト、キャラクター等）を一部でも使用した作品、明らかに類似と認められる作品
- (4) 作品名（タイトル）に「会社名・商品名・キャラクター名」を使用した作品

4. 審査基準

- (1) 市販商品に類似的なものでなく、創意工夫された作品
- (2) 耐久性があり、実用に耐えられる作品
- (3) 全体的に完成された作品
- (4) わかりやすく説明している発表（研究名、研究を行った理由、研究内容、研究の考察等）
- (5) その他、審査員で話し合った内容

5. その他

出品票【様式2】は、1作品につき1枚つけてください。

【様式2】 朝霞班児童生徒発明創意くふう展

出品票

番 号	ここは記入しません		
学 校 名	新座 市立 栄小 学校		
学 年		(フリガナ) 氏 名	()
作 品 名			
作 品 に つ い て の 説 明 (説明文、説明図)			